

第七波の感染拡大を踏まえた入院対象について

第六波以上の感染規模が想定される中、**感染拡大期の入院対象を新たに定め、感染状況に応じ、適切な治療機会を最大限確保。**

府における入院・療養の考え方（目安）

新型コロナウイルス感染症対策協議会（R4年6月16日協議会同意）を改定。今後の状況に応じて随時運用を見直すこととする

入院勧告・措置の対象にかかる感染症法政令・省令

○都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症の患者に対し感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

入院・措置することができる対象を、①～⑨に限定することとする。

- ①65歳以上の者
- ②呼吸器疾患を有する者
- ③腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ④臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ⑤妊婦
- ⑥現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの
- ⑦新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ⑧都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者
- ⑨これら以外の者であって当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項（※）を守ること

（※）指定された期間、内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること。

指定された期間、場所から外出しないこと

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認められる事項

府における入院・療養の考え方

○左記①～③については、以下の考え方を参考に保健所で療養方法等を決定。

	オミクロン株の特性を踏まえた対応
入院	<p>以下のいずれかに該当。ただし、感染拡大期の入院対象は別紙の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則65歳以上で発熱が続くなど中等症への移行が懸念される患者（外来等で初期治療や経過観察が可能な患者を除く） ・93% < SpO2 < 96%または息切れや肺炎所見あり（中等症Ⅰ） ・SpO2 ≤ 93%（中等症Ⅱ）は緊急対応 ・重症化リスクのある患者（BMI30以上や基礎疾患等）で発熱が続くなど中等症への移行が懸念される患者（外来等で初期治療や経過観察が可能な患者を除く） ・その他中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする者 <ul style="list-style-type: none"> （※1）上記に該当しない者でも、保健所や入院フォローアップセンターが、患者を診察した医師の意見を踏まえ必要と判断した者は入院とする。 （※2）コロナ治療を終え、症状が安定した患者は宿泊療養に切り替える。
宿泊療養	<ul style="list-style-type: none"> ・入院を要しない者は原則宿泊療養の対象とする。下記の者を優先 ・重症化リスクのある者（BMI25以上や基礎疾患等。無症状含む） ・自宅において適切な感染管理対策が取れない者 <ul style="list-style-type: none"> （※3）同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者がいる者 ・ADLが自立しており、集団生活のルールが遵守できる者 ・中和抗体治療の対象となる者や重症化リスクのある患者は診療型宿泊療養施設を優先、そのうちリハビリや中等度以上の介護的ケアが必要な患者、歩行介助など一定の生活介助が必要な患者は要介護度に応じ、臨時の医療施設を優先
自宅療養	<ul style="list-style-type: none"> ・原則40歳未満で重症化リスクがなく、感染管理対策が可能な者 <ul style="list-style-type: none"> （※3）同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者がいる者は宿泊療養も可とする。

【府における入院・療養の考え方(目安)】 (感染拡大期)

- ・第六波以上の感染規模が想定される中、入院対象を原則として中等症Ⅱ及び中等症Ⅰとする
- ・隔離解除前であってもコロナの入院治療が終われば、医師が退院可能の判断を行う。
- ・退院後は管轄の保健所が療養継続(療養場所の調整等)を実施。
- ・目的が患者の隔離のみの場合は入院の対象としない。

現在の入院対象

(中等症Ⅱ)

- ・ SpO2が $\leq 93\%$ (中等症Ⅱ) は緊急対応

(中等症Ⅰ・軽症)

- ①原則65歳以上で発熱が続くなど中等症への移行が懸念される患者
- ②SpO2 $< 96\%$ または息切れや肺炎所見あり
- ③重症化リスク(BMI30以上や基礎疾患等)で発熱が続くなど中等症への移行が懸念される患者
- ④その他中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする患者

※上記に該当しない患者でも、保健所や入院フォローアップセンターが、患者を診察した医師の意見を踏まえ判断した患者は入院の対象

大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会資料(令和4年6月16日同意)抜粋

感染拡大期の入院対象

中等症Ⅱ及び中等症Ⅰの患者

中等症Ⅱ : SpO2 $\leq 93\%$ または酸素投与が必要な患者

中等症Ⅰ : $93\% < \text{SpO2} < 96\%$ または肺炎所見ありの患者

※上記に該当しない患者でも、中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする患者は医師の判断により入院の対象。

※上記に関わらず、リスク因子のない中等症Ⅰは、診療型宿泊療養施設、臨時の医療施設、宿泊療養施設、自宅や施設等での療養(通院を含む)を検討。

※今後の感染拡大の状況に応じて、随時見直すこととする

第七波の感染拡大を踏まえた入院対象について

●参考 府における入院・療養の考え方 新旧対照表

旧 (R4年6月16日協議会報同意)	
オミクロン株の特性を踏まえた対応	
入院	<p>以下のいずれかに該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則65歳以上で発熱が続くなど中等症への移行が懸念される患者（外来等で初期治療や経過観察が可能な患者を除く） 93% < SpO2 < 96%または息切れや肺炎所見あり（中等症Ⅰ） SpO2 ≤ 93%（中等症Ⅱ）は緊急対応 重症化リスクのある患者（BMI30以上や基礎疾患等）で発熱が続くなど中等症への移行が懸念される患者（外来等で初期治療や経過観察が可能な患者を除く） その他中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする者 (※1)上記に該当しない者でも、保健所や入院フォローアップセンターが、患者を診察した医師の意見を踏まえ必要と判断した者は入院とする。 (※2)コロナ治療を終え、症状が安定した患者は宿泊療養に切り替える。
宿泊療養	<ul style="list-style-type: none"> 入院を要しない者は原則宿泊療養の対象とする。 <p>下記の者を優先</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症化リスクのある者（BMI25以上や基礎疾患等。無症状含む） 自宅において適切な感染管理対策が取れない者 (※3)同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者がいる者 ADLが自立しており、集団生活のルールが遵守できる者 中和抗体治療の対象となる者や重症化リスクのある患者は診療型宿泊療養施設を優先、そのうちリハビリや中等度以上の介護的ケアが必要な患者、歩行介助など一定の生活介助が必要な患者は要介護度に応じ、臨時の医療施設を優先
自宅療養	<ul style="list-style-type: none"> 原則40歳未満で重症化リスクがなく、感染管理対策が可能な者 (※3)同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者がいる者は宿泊療養も可とする。

新	
オミクロン株の特性を踏まえた対応	
入院	<p>以下のいずれかに該当。ただし、感染拡大期の入院対象は別紙の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則65歳以上で発熱が続くなど中等症への移行が懸念される患者（外来等で初期治療や経過観察が可能な患者を除く） 93% < SpO2 < 96%または息切れや肺炎所見あり（中等症Ⅰ） SpO2 ≤ 93%（中等症Ⅱ）は緊急対応 重症化リスクのある患者（BMI30以上や基礎疾患等）で発熱が続くなど中等症への移行が懸念される患者（外来等で初期治療や経過観察が可能な患者を除く） その他中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする者 (※1)上記に該当しない者でも、保健所や入院フォローアップセンターが、患者を診察した医師の意見を踏まえ必要と判断した者は入院とする。 (※2)コロナ治療を終え、症状が安定した患者は宿泊療養に切り替える。
宿泊療養	<ul style="list-style-type: none"> 入院を要しない者は原則宿泊療養の対象とする。 <p>下記の者を優先</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症化リスクのある者（BMI25以上や基礎疾患等。無症状含む） 自宅において適切な感染管理対策が取れない者 (※3)同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者がいる者 ADLが自立しており、集団生活のルールが遵守できる者 中和抗体治療の対象となる者や重症化リスクのある患者は診療型宿泊療養施設を優先、そのうちリハビリや中等度以上の介護的ケアが必要な患者、歩行介助など一定の生活介助が必要な患者は要介護度に応じ、臨時の医療施設を優先
自宅療養	<ul style="list-style-type: none"> 原則40歳未満で重症化リスクがなく、感染管理対策が可能な者 (※3)同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者がいる者は宿泊療養も可とする。